

### 変革 2027 を踏まえた新たなジョブローテーションの実施 に関する要求申し入れ（その3）

申11号

**本日申し入れる！**

変革 2027 を踏まえた新たなジョブローテーションの実施については、前回再び申9号として解明申し入れ（その3）を行い議論してきました。

申9号の団体交渉では、中心的には研修内容や教育等に対する考え方などについて議論し、異動や担務変更に伴う見習期間等においては本人の習熟度や不安申告等にもしっかり対応していくことを確認しました。しかし、一方では車掌未経験の運転士登用における研修内容等について明確にするよう求めてきましたが、現在検討しているという回答に終始し、安全・サービスレベルが低下しないとする具体的な根拠が示されず、深掘りした議論とまでは成り得ませんでした。

言うまでもなく、今施策を実施する上において決して安全・サービスレベルが低下するような運用にはなりません。それが、今施策の最大の課題と言えます。

あらためて安全・サービスレベルの維持・向上の観点に踏まえた労使間における信義誠実な議論が必要であると強く感じています。さらに、現場・組合員の声に真摯に耳を傾け、納得感を持ち働きがいを実感できる施策にするために、労使双方がお互いの主張を受け入れ、かつ、一致点を見出し共通認識へと高めることが必要不可欠であることから、本日、要求（その3）として会社に申し入れを行いました。

1. 新たなジョブローテーションの実施に伴う面談等において、納得感を持ち働きがいを実感できることが必要であることから、現場管理者に今施策の内容について周知・徹底すること。
2. 新たなジョブローテーションの実施における車掌・運転士試験等の廃止、かつ、新たなキャリアステップを通じた能力の伸長とその発揮等を鑑み、異動又は担務変更を行う場合は本人希望を最優先とすること。なお、希望どおりにならない場合は、当該者に対して明確な理由を示すこと。
3. 車掌未経験者の運転士登用において安全レベルの低下を招かない根拠としている運転士研修での追加内容等を示すこと。なお、現段階において示すことができない場合は、確定した段階において労使協議を行うこと。
4. 硬直的な運用を見直すための一環として車掌・運転士試験等の廃止を掲げていることから、各研修の回数及び時期について示すこと。なお、現段階において示すことができない場合は、確定した段階において労使協議を行うこと。
5. 乗務員見習の技術指導担当に指定している期間の異動又は担務変更は行わないこと。また、乗務員見習が一人乗務を開始する時期等については、乗務員見習の技術指導担当の判断を重視すること。
6. 新たなジョブローテーションを実施するにあたり、本社が一律に制限するのではなく、各地方における労使協議を保証するとともに、各地方及び各箇所における実態等を踏まえて運用すること。

**組合員の安全と働きがいを守るため**

**最後まで会社と議論していきます！**